

琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻紀要規程

平成28年11月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）が教職大学院の教育研究活動に携わる者の研究成果並びに琉球大学における教師教育及び初等中等教育における教育の高度化に資する教育・研究・実践の成果（以下「論文等」という。）を公開する学術誌として発行する、琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）紀要（以下「教職大学院紀要」という。）に関し、必要な事項を定める。

(論文等)

第2条 教職大学院紀要に掲載する論文等は、次の各号に規定するもので、未発表のものに限る。

- (1) 研究論文：課題が先行研究を踏まえるなど明確に設定され、研究の手続きや方法の信頼性が確保されており、研究上の独創性や新規性若しくは有用性のある理論的又は実証的な論考。
- (2) 実践研究：課題が先行研究を踏まえるなど明確に設定され、研究の手続きや方法の信頼性が確保されており、実践上の新たな知見の発見やこれまでの実践に対する検討・考察につながる内容になっているもの。
- (3) 実践報告：実践報告や教育内容、教材の開発・紹介など教育実践の参考となる有効な結果が示されているもの。

(発刊)

第3条 教職大学院紀要は、原則として毎年度1回、3月に発刊するものとする。ただし、高度教職実践専攻会議（以下「専攻会議」という。）が必要と認めた場合には、臨時に発刊することができる。

(責任者)

第4条 高度教職実践専攻長（以下「専攻長」という。）は、教職大学院紀要の編集・刊行の責任者として事務を統括する。

2 専攻長は、教職大学院紀要の発刊、予算、編集方針その他重要な事項について専攻会議の議を経て、決定する。

(編集委員会)

第5条 専攻会議に、教職大学院紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置き、専攻会議の構成員から選出された委員で構成する。

- 2 編集委員会は、教職大学院紀要発刊における必要な事項を処理する。
- 3 編集委員会は、投稿資格等の照合を含む編集作業及び原稿採択の可否について決定する。

(投稿資格等)

第6条 教職大学院紀要に論文等を投稿できる者は、次のいずれかに該当する者とし、共同執筆の場合には投稿責任者となる。

- (1) 教職大学院の専任教員及び兼任教員
 - (2) 教職大学院の在学生及び修了生
 - (3) 教職大学院の教員であった者
 - (4) 教職大学院の非常勤講師
 - (5) 琉球大学で教師教育に携わる者
 - (6) その他専攻会議が投稿を認める者
- 2 同一人による単著の論文投稿は1編のみとし、単著と共著の両方を投稿する場合は、共著の論文においては、第1著者になることができない。また、共著の論文を2編以上投稿する場合においては、第1著者になることができるのは1編のみとする。
- 3 第1項第1号に規定する教員が共同執筆者として名を連ねている場合は、当該教員を含む研究プロジェクトの学部外研究者、学部・大学院の非常勤講師又は附属学校専任教員が第1著者である共同執筆の論文等を投稿することができる。

(著作権)

第7条 教職大学院紀要に掲載された論文等の著作権は、原則として執筆者に帰属する。

- 2 当該論文等に第三者の著作物（図版、図表等）が含まれる場合は、執筆者がその著作権に係る処理を行わなければならない。

(送付及び登録)

第8条 教職大学院紀要の配布先は、各執筆者、教職大学院教員、教職大学院院生、学内各機関及び研究科教員、教職大学院設置大学その他関係機関とする。

- 2 教職大学院紀要に掲載された論文等は、学部内外の研究交流に資するため、原則として琉球大学リポジトリおよび国立情報学研究所データベースに登録する。

(経費)

第9条 教職大学院紀要の出版経費が予算を上回った場合、専攻会議で審議の上、執筆者はその不足分を負担することがある。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教職大学院紀要の刊行に関し必要な事項については、編集委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専攻会議の議を経て専攻長が行う。

附 則

この規程は、平成28年11月16日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月19日)

この規程は、平成29年7月19日から施行する。

附 則 (令和4年7月6日)

この規程は、令和4年7月6日から施行する。

附 則 (令和6年7月3日)

この規程は、令和6年7月3日から施行する。